

税務課課税係から

確定申告等についてのお知らせ

確定申告は 自分で書いてお早めに

平成18年分の所得税の確定申告は、2月16日(金)から始まり、申告・納付の期限は3月15日(木)です。できあがった申告書は郵送でも提出できます。

●佐賀税務署は、土・日曜日、祝日等が閉庁日ですが、本年は2月18日(日)・25日(日)の2日間に限って、佐賀税務署での相談および申告書を受け付けます。

国民年金保険料の 控除を受ける場合は

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市民税の社会保険料控除の対象となります。

所得税法の改正により、平成17年分の申告から、国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合には、保険料を支払ったことを証明する書類を添付又は提示することが義務付けられました。このため1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された被保険者ご本人あてに、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されていますので、申告の際は「領収

証書」又は「控除証明書」を必ず添付もしくは提示してください。

※「領収証書」又は「控除証明書」は市役所での再発行はできませんので、佐賀社会保険事務所(☎31-4191)までお問い合わせください。

所得税の還付申告は 税務署にて1月より

平成18年分の所得税確定申告に関する相談や申告の受付は、2月16日からですが、還付を受けるための申告は、1月から受け付けています。

還付を受けるための申告を早め提出され、税金の還付も早くなります。3月になりますと大勢の方が申告をされるため、還付金の支払いに2ヵ月ほどかかる場合もあります。申告書は自

分で書いてお早めにご提出ください。なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書が作成できます。A4サイズの普通紙に印刷(白黒でも可)し郵送すれば、税務署にお越しいただくことなく申告ができますので、ぜひご利用ください。

国税庁ホームページアドレス
<http://www.nta.go.jp>

※税務職員を装った「振り込め詐欺」にご注意ください。



還付申告は下記会場で

還付申告は、医療費控除や住宅借入金(取得)控除などにより、すでに納付した税金の返還を受けるための申告です。還付申告は1月から下記の会場で受け付けていますので、ご利用ください。(市役所での受け付けは2月16日(金)からです。)

※源泉徴収票などの必要書類をご持参ください。

問い合わせ

佐賀税務署 個人課税第一部門

☎32-7511

事業主のみなさんへ

●給与支払報告書の提出はお早めに
提出期限 1月31日(水)
問い合わせ 税務課課税係
☎75-2126

●平成18年分法定調書の提出をお忘れなく
提出期限 1月31日(水)
問い合わせ 佐賀税務署
☎32-7511

会場	場所・電話	受付期間・時間
佐賀市 佐賀税務署	佐賀市駅前中央3丁目3-20 佐賀第2合同庁舎 ☎32-7511	■ 1月5日(金)～9時～17時 ※土・日・祝祭日は除く ※2月18日(日)・25日(日)は受け付けます
ショッピングプラザセリオ	小城市牛津町柿樋瀬1062-1 (問い合わせは佐賀税務署へ)	■ 2月27日(火)・28日(水) 10時～16時
多市役所 久所	市庁舎4階 大会議室(東) ☎75-2013	■ 2月16日(金)～3月15日(木) ※土・日は除く 8時30分～16時